

在野のアーキビスト論と民間所在史料をめぐつて

大 国 正 美

- 一 はじめに——神戸深江生活文化史料館とは
- 二 戦後の史料保存運動の展開と「在野のアーキビスト論」
- 三 阪神・淡路大震災後の「在野のアーキビスト」養成の取り組み
 - (一) 門戸の歴史資料を守る会
 - (二) 宝塚の古文書を読む会
- (三) 住民と大学で行う史料調査と保全——丹波市・棚原地区での実践
- 四 民間所在史料の保全のために

私は、新聞記者をしながら歴史資料の保存から調査等にかかわって、三〇年余りになります。奥村先生が、問題を理論的に整理されました。私は、奥村先生が代表されている歴史資料ネットワークの創設当時から委員の一人としてかかわってきて、地域の中で小さな取り組みを、今も大事に続けています。今日は、その中の幾つかを具体的に紹介することで、災害が来る前に何をしておく必要があるのかということを考える一つの参考になればと思っています。

一 はじめに——神戸深江生活文化史料館とは

神戸深江生活文化史料館は、常勤職員もない、非常に小さな民間の史料館です。本庄村は、明治二二一年の市制・町村制のときに、江戸時代の三つの村が集まってできた村です。この村が昭和二五年に神戸市に合併して、現在は神戸市東灘区になっています。

この村で、昭和一七年に、本庄村の地域史、本庄村史を編纂しようという試みがありました。ただ、ちょうど戦争が始まった翌年で、編纂を嘱託した人がそのまま亡くなりました。その後、後継者を見つけて頼むのですが、その人が疎開した岡山に資料を送つたら、そこで水害に遭うという非常に苦しい状況がありました。

また、この地域には軍需工場がありまして、昭和二〇年の空襲で多大な被害を受け、戦後も地域の復興に手を尽くしている中で、とても事業を継続できない状況になりました。もう一つは、シャウプ勧告による税制などの見直し、その中で自治体としても自立しなければならないとなつて、結果的に、昭和二五年に自治体として存続できなくなり、合併することになりました。

このような事情から、長らく編さんの話はお蔵入りになっていたのですが、昭和五五年、一九八〇年ごろに、もう一度、地域史を編もうという話が地域の中から出てきました。合併によって村が消え、神戸市に吸収された中で、その当時を知っている最後の世代の人たちが、自分たちの村が存在したことを後世に伝えていきたいという強い思いを抱かれたからです。それで、当時学校の先生だった人に編纂を依頼したのですが、たまたまそのときに、その地域で江戸時代から医者をしていて、村長も務められた家が、明治に建築した家を建て直すことになりました。そこにはあつた大量の史料を丸ごと地域に寄贈していただきました。

たまたま非常に幸いだったのは、江戸時代からの共有財産で、明治以降も個人分配せずにずっと守つててきた山を、防災上の理由から神戸市に丸ごと売つてお金があつたことです。そういうお金ですので、地域のために使おうといふことで、財産区管理会をつくりました。その財産区で、山から上がつた収益で公民館のようなものを建てて、そこを今も運営しているわけですが、地域にそういう団体があつて、ある程度の費用を捻出だったので、編纂もやろうということになつたのです。そして、そのときに非常によかつたのは、編纂を請け負つた人が、本を作ることを目的にしなかつたことです。集まつた史料を地域の遺産として、皆さんの共有財産として見てもらい、それを後世に受け継いでいくということを、まず一つの大きな仕事にしました。ですから、本を作る前に、これを公開する施設を造ろうという運動につなげていきます。

たまたま、神社の中に消防倉庫を造ろうという計画が地元にありました。それを平屋建てから二階建てにしてもらい、二階にガラスケースを置いて、わずか八〇坪ほどの非常に狭い一画ですが、そこを展示コーナーにしました。これが八一年の生活文化史料室のオープンになります。

そういう非常に小さな施設ですので、リピーターが何度も来ることはなかなか望めません。そこで、友の会をつ

くつて講演会をしたり、見学に出かけていつたりする中で、自分たちの地域のことも相対的に学んでいきました。多いときには二ヶ月に一回か二回ぐらいのペースで講演会をしたり、見学会をしたり、史跡探訪をするということが続々、そのことが非常に反響を呼んで、史料の提供が相次ぎましたので、八三年に地元がその建物を二階に建て増してくれまして、現在に至っています。

皆さん映像で見たことがおありだと思うのですが、阪神・淡路大震災で阪神高速道路が横倒しになつた、その真ん前のところにあります。史料館も途中で建て増しをしている不安定な建物ですので、震災に遭つて、多分壊れているのではないかと私は思つていたのですが、幸い無事でした。恐らく、神社の境内という場所柄、割合、微高地にあること。それから、昔の人は、災害からも比較的強いことを分かつていてそういうところに神社を設置したのではないかと思うのですが、たまたまその境内にあつたがゆえに、周辺はほぼ全壊状態であつたにもかかわらず、史料館だけは奇跡的に壁にひびが入つた程度で助かりました。

今回の東日本でも、ここまでは津波が来ないという神社があるという話が話題になりましたが、そういう災害の記憶がさまざまなかたちで言ひ伝えられてきたのだろうと思います。それを現代の科学万能の中で、私たちがつい忘れてしまつてているというのは非常に反省すべきことだと思います。

その後、何とか震災から立ち直りまして、奥村先生にも協力いただきながら、『本庄村史』などを発刊して、現在に至っています。常勤の職員がおりませんので、地元の人で鍵を開けにくる当番の方を雇つていまして、その方が土日だけ来る、私どもは仕事の合間に休みの日にだけ行くという活動を今も続けています。

最近は、小学校三年生で「昔の暮らしを学ぶ」というカリキュラムがありまして、年間約一〇校、二〇〇〇人ぐらゐの子どもさんがここに見学に来られます。週休二日になつて、平日しかできないということで、その対応、人

繰りに悩んでいます。地元の人のボランティアを要請したり、休みを取り合つたりしながら、何とか綱渡り状態でやつているのが現状です。

二 戦後の史料保存運動の展開と「在野のアーキビスト論」

私はそういう仕事に一九八三年からかかわっているのですが、その中で、たまたま一九九四年、地震の前年に、全史料協という歴史資料の保存機関の全国協議会の二〇回目の大会がありました。そのときに、シンポジウムのパネラーとして呼ばれたという経緯があります。そこで私が申し上げたのが、今日お話しする在野のアーキビストという話です。

これは私の造語で、アーキビストというのは、本来、公的な史料を保存し、利用に供する専門職員のことです。そういう人が在野にいるはずがないわけで、そういう意味では一見矛盾した言葉です。

そのときに一緒にお話しされた国立史料館の安藤正人さんは、草の根文書館ということをおつしやつていまして、そういうご著書もあります。私はどちらかと云うと、建物そのものを造つていくことも非常に大事ですが、そこの中で史料を保管し、管理し、秩序立てて次の世代に伝えていく人を育てていく方が大事なのではないかという立場を、より鮮明に出しました。そういう意味で、在野のアーキビストという造語をしたことです。

なぜそういうことを言ったのかと云うと、レジュメの二枚目に「戦後の史料保存運動史」を付けていますが、戦後の史料保存は、古墳も含めて、非常にたくさん運動が進められてきました。文献につきましても、終戦直後から、多くの大先輩たちが、特に歴史研究者の方が取り組まれましたし、国もさまざまな調査をされました。そういう経

緯について、網野善彦さんも『古文書返却の旅』という非常に面白い本を書かれています。読まれた方も多いと思いますが、そういう中で、全国的に史料保存に取り組まれてきたと思っています。

ただ、歴史的に時期区分をすると、時代によつてかなり変質してきていると思つています。第一期で言いますと、後で西村先生からもお話があるかもしれません、さまざまな形の史料保存や調査の活動が始まった時期があります。それが、山口県や京都府で地域の文書館が設立されるという具体的な形につながつてくるのが第二期です。

同時に大事なのは、このときに資料センター問題というのがありました。地域にある史料を旧帝国大を中心としたところに集めて、それを国の方で保存していくという中央集権的な発想による史料保存・継承の発想です。これに対しては各地から強い反発が出て、結局撤回され、その中で、史料の平等的な公開、利用、現地保存といった大事な原則が確認されました。私たちが今、本当に大事にしなければならない史料の保存の一つの原則がこの時期に生まれたという意味で、第二期と私は位置付けています。

その後、次から次へと、県単位、あるいは藤沢市や尼崎市といった基礎自治体、市レベルでも、自治体史の編纂の成果を受けて文書館を造り上げてくるという、第二期の展開がありました。

ただ、第三期になると、少し様相が変わつてきます。先ほど言いました、歴史資料保存利用機関連絡協議会（後の全史料協）という保存機関の連絡協議会ができて、ここが大きな運動の中心になつていきます。ここの中に大きくなつたわれてくるのが、親機関の文書を保存していく。つまり、県の公文書館が県の史料を保存していく。公文書をどう保存していくのか。こういうことが運動の非常に大きな軸になつていきます。もちろん民間の史料の保存にも当然かかわっているのですが、全体の中で言うと、ややウエートが軽くなつていったのではないかと思つています。

こういう中で、アーキビストというのも、専門的な資格を持ち、今議論されているのは大学院程度を修了した学力のある、知識のある人ということで位置付けられていくわけですが、こういうことでの厳格なアーキビストに限定していきますと、地域にある史料はますます散逸していく、守る人がいなくなるというのが、私の問題提起でした。

第四期になりますと、議員立法なのですが、公文書館法が成立するという時代になります。そして今、非常に深刻な状態にあり、第五期に入つたと思つています。二〇〇四年、地方自治法が改正され、指定管理制度が導入されました。文書館はまだ聞いていませんが、博物館、図書館といったこれまで史料の保存を担つてきた組織が、行政の直営から指定管理による運営に変わってきています。これの功罪についてはいろいろなところで議論されているので、ここでは省きますが、継続性の部分で非常に心配があります。

また、全史料協は、文書館と博物館が類縁機関としてネットワークを組んでいくことを非常に大きな柱にしていました。文書館は主に公文書、博物館は民間あるいは古文書などを保存して、そのネットワークの中で地域の史料を守つていくのだという論理立てになつていていたのですが、重要な相手方の博物館が指定管理になり、人の継続性や、そこでの蓄積、あるいは基礎的な調査が後回しにされてしまうということが、兵庫県の中でも現実に起こっています。

もう一つは、この時期から始まつた平成の大合併です。複数の重なる施設は要らない、という行政の発想の中で、博物館が統合されたり、特定の日しか開いていない、あるいは事前申し込みがあつたときにしか開かないという施設が中京地区にもあるとお聞きしましたが、兵庫県でも実際にあります。全体の数も減りつつあります。

こういうところで、第五期は大変な時期に来ているという認識を持つています。ここを何とか乗り越えていく工

エネルギーを持たないと、民間の史料保存はおぼつかないのではないかと、非常に危機感を持つています。

三 阪神・淡路大震災後の「在野のアーキビスト」養成の取り組み

では、どうしていつたらいいのかということですが、結論から言いますと、地域の中、あるいは行政の中で、そういうしたものに理解のある人を増やしていくことです。非常に当たり前の話ですが、これを地道にこつこつとやつていく。そういう人たちとネットワークをつくっておく。そして、いざ何かあつたときには、電話一本で対応をお願いする。あるいは、こちらからもできることをしていく。そういう顔の見える関係をどうつくっていくのかということに尽きると思っています。

阪神・淡路大震災のときの話をしだすと切りがないのですが、当時は、歴史資料ネットワークなどという、行政の人から見るとどういう素性か分からぬる団体と手を組む、あるいは何か役割を果たしてもらうということ自体がまず大きな壁でしたし、もし史料が大量に出てきたら、それを誰がどこで保管するのか、傷がついたらその責任は誰が取るのか。そういうところからすべて始まるわけです。日ごろから信頼関係があれば、そういったものは割合簡単に「後で考えましょう」で済むのですが、顔のつながらない関係の中では、そうはいきません。場合によつては、そういう人たちとアポイントメントを取ること自体、非常に大きなハードルになりました。

そういう中で、私は震災前から深江にかかわつていまして、深江のようなことがどこでもできるわけではないのですが、逆に、そういうことに理解がある人、あるいは地域の中の拠点で史料の保全に協力していただける人をつくつていくべきだと思っていましたので、震災の史料の救出を奥村さんたちと一緒にやりながら、同時に、それ

をどう保存し、どう利用し、どうつなげていくのか。そういう組織というか、グループづくりに力を入れてきたつもりです。

(一) 門戸の歴史資料を守る会

今日は、その中で三つばかり成功した例をご紹介したいと思います。

一つは、「門戸の歴史資料を守る会」です。これは、日本三大厄神さんとして非常に有名な門戸厄神というお寺の足元にある旧村で、尾張藩の付家老の石河家の在地代官をしていましたおうちから、大量の史料を救出することができました。このおうちは、近世の石河家の在地代官と同時に、近代の起業家として、阪神電鉄の設立当時の出資者であったり、大きなマッチ工場の出資などにかかわっていたり、西宮地区でもそういう事業を非常に大掛かりにやった家です。

このおうちの史料を救出した後で、地元の方が展示したいとおっしゃいました。最終的には、門戸厄神のお寺を借りて展示したのですが、非常にハードなスケジュールで、目録を取ると同時並行で史料の展示をしましたが、二週間ぐらいの間に約一三〇〇人の方が来られました。

私たちも、ケースも不十分で史料を生で展示していますので、留守番がてら交代で会場に詰めていたのですが、昔の絵図などが結構たくさんあつたということもありまして、その絵図を見ながら、「昔は確かにここに道があつたよね」「今はそういうくなつたよね」「あの橋は、随分今は違うよね」「この部分には池があつた」という地域復元の話をされるわけです。自分たちが体験した子どものころの暮らしや、子どもたちに伝えていかなければならぬ伝承をあらためて思い出すという風景がありまして、そういう話をすると、皆さん、同窓会をしているよう

な気分になつて、リピーターを非常にたくさん呼ぶという結果になりました。二回目だから記帳はしないよという人もいましたので、累計はもつと多いと思います。二回目の記帳をした人もいれば一回書いて終わつた人もいますが、そういうことがリピーターをたくさん呼んだ原因だらうと思います。

非常に印象的なのは、この展示会は地震からほぼ一年たつた後だつたのですが、「地震では、本当に駄目かといふ目に遭つて、大変な苦労をしたけれども、こういう史料を見せてもらつて、自分が忘れていたこの地域のこと、ふるさとのことを思い出させてもらつて、本当によかつた」という感想が書いてありました。災いをもつて福となすという言葉がありますが、そういうことを何人かの方が書いておられたことを、非常に印象深く思っています。その人たちにとつてみれば、歴史資料、歴史遺産が復興していく一つの心の糧になるといいますか、こういう歴史のある地域なのだから、自分たちでより良い町に復興していかなければならないという決意を地域の人たちが一緒にする場になつたと思つています。

お寺側も、こんなにたくさん人が来るならと、お寺のすぐ横にある木造民家を買い取つて、全面的に改装して史料館にしました。もちろんマンパワーが問題になるのですが、西宮市の社会教育課長をされて、史料館に長く勤めていた方が定年退職されて、ボランティアで週一～三回来てくれています。私たちも一緒に目録取りをし、それをデータ化して、閲覧等にも供するという活動に結実しました。

これはお寺という財政的な支援もあつたところですので、どこでもできるわけではないかもしれません、地域の人たちに、歴史資料が復興のエネルギーになるのだということを、実感として感じていただいたことが大事なことではないかと思つています。

(二) 宝塚の古文書を読む会

二つ目は、「宝塚の古文書を読む会」です。先ほど、奥村先生のレジュメの中にも写真を紹介していただきましたが、これは被災した宝塚の米谷という村にある和田家の古文書を使っています。ただ、単なる読む会ではありません。このおうちには、市史編纂当時から知られていた有名な文書群がありましたが、過去に研究者がそれを借りていつて返さなかつたことがあつて、現在のご当主のお父さんが、亡くなるまで「研究者には絶対に史料は貸すな」と、きつくおつしやつていたそうです。震災のときに私たちがこのおうちに行つて話をさせてもらつたときも、ご当主は最初は警戒されていたのですが、いろいろお話をする中で信頼していただき、実は蔵の二階にある長持にはたくさん文書があつて、市史編纂のときに使つたのはほんの数百点で、市史で使つていらない史料があることが今回の震災で分かつたという話になりました。われわれが何度も通う中で信頼していただき、「では、整理してもらつて結構だ」ということになりました。ただし、先ほど言いましたように、門外不出だから必ず家に来いということで、何カ月間か数人で通つて、ゆがんだ家の大広間をお借りして、風もびゅーびゅー吹くようなところで目録を取りました。

ご当主は、それをずっと横で見ていて、信頼できると思つたのでしょう。「公開してもらつていいよ」ということになりました。ご当主もどういうことが書いてあるか知りたいということで、和田さんの家の古文書をみんなで読む会をしましようということで始めたのが、先ほど言いました古文書を読む会です。

最初の三回だけは役所の主催で行いました。そのころには既に役所とも一緒に史料救出などをして信頼関係ができていましたので、民間だけやるのは簡単だけれど、市役所に意識を持つてもらうことが大事なので、三回でいから役所が主催したという形で、行政も歴史遺産の保存と公開に向けて力を尽くしたという実績をつくつた方が

いいのではありませんかと働き掛けて、結果的に三回の古文書を読む会を開くことができました。

三回終わつて、「これで終わりですので」とこちらから申し上げたのですが、参加者の中から、何とか続けてほしい、という声が上りました。そこで、そうであれば続けますけれどもということで、条件を二つ出しました。

一つは、私たちが一方的にしやべつて、皆さんに知識を受けて帰るという会にはしたくないので、まず皆さんがあなたたちで発想して、自分たちで考えて、会も自分たちで運営するということです。費用も自分たちで賄う。そういう自主的な、自律的な団体としてやる。会場設営も皆さんでやる。私たちはボランティアで、古文書の解説と説明には来ますけれども、皆さんたちが自分たちで調べて学ぶというスタンスを守れるのであれば、応援しましょうということ。もう一つは、災害が起きたときに、地域の中でこういったものを保全するためのボランティアとして協力するという意思を確認してください。この二つを条件に、四回目から自主運営の形で古文書を読む会をスタートしました。

現在も月一回続いている。数年ぐらい前からは、だんだん皆さんのが読むペースが速くなつて、新しく入りたい人から見るとついていけなくなりましたので、私たちがしやべつたことを今度は自分たちが教える側に立つて話す「寺子屋」を開催しています。そうやって新規の参入者をつくり、ある程度できるようになつてきたら本体の方に入つてもらうということで、新陳代謝を図っています。どうしても年代の高い方が多いですから、当然、健康上の理由で来られなくなつたり、お亡くなりになつたりする方もいらっしゃいますので、そういう形で新しい会員を補充しています。

それから、十数年前から機関誌を出うことになりましたが、それも私たちは一切何もしません。原稿集め、原稿の入力、印刷屋さんとの交渉、校正、配布についても全部皆さんでやつてくださいということで、今、一五〇

ページぐらいの冊子になっています。半分ぐらいが解説した文書を翻刻した史料集です。市史は、収集した史料の一%ぐらいしか公開していませんでしたので、市民の人たちが、それ以外の、今回読んだものを、冊子として編集して発行しています。その市民の人たちが史料を読んだものと、紀行文でもいいし、雑書きみたいなものでも構わないから、皆さんのが何か書いて表現することが大事ですよということを申し上げています。これは現在も続いています。所有者の和田さんは被災した自宅を土地ごと市に寄贈、建物は指定文化財になり公開されています。

(三) 住民と大学で行う史料調査と保全——丹波市・棚原地区での実践

もう一つは、震災とは直接かかわっていませんが、丹波市の棚原地区に、住民と大学とで一緒に史料調査を行おうという団体があります。もともと、大学がかかわる前、二〇〇四年に、地元の方がパワーアップ委員会というのをつくっていました。この村は一〇〇〇石ぐらいの結構大きな近世村で、幾つもお寺があり、地蔵など、地域遺産と呼ばれるものがありました。どういうものがあるのか、どういう由緒なのか。いろいろ言われているけれども、それを調べたいという地元の方が自分たちで団体をつくり、古老からいろいろ聞き取りをして、県の補助金をもらって一〇〇ページぐらいの冊子を発行しました。

村の庚申堂というお堂に古文書があることは知られていて、大正時代に当時の村長が自分で整理した形跡があります。重要なと思われる八九点を集めきてまして、それを三巻ぐらいの冊子本（巻物）にして置いてありました。それ以外の、村長があまり大事ではないと思ったと思われる史料は、箱に入れて、その庚申堂の中にぽんと置いてあるという状況でした。

そのパワーアップの人たちが、自分たちでお寺のいわれなどを調べた本を作った後に、今度は古文書調査をして

みたいということで、自分たちで調査をしました。ただ、大正時代にやつた調査は、番号を付けずに、一つ検地帳、一つ名寄帳という形で、箇条書きのリストを作つただけでした。大正時代のことですので、ラベルを貼るとか、封筒に入れるとかという、いわゆる目録と原文書をつなぎとめる仕組みが必要だという基礎的な文書整理論をご存じなくて、八九点の目録はあるけれども、それが今どの箱に入っているのか、本当に残っているのかということは分からぬ状態でした。

平成になつて、パワーアップの人たちが、自分たちで取りあえずもう一回、大正時代に村長がした整理をなぞつてみました。同じ八九点のリストを作つて、その中にあるのかないのか。ただ、住民の方ですので、史料とリストが一致するかどうかについては自信が持てないということで、取りあえずデジカメで片づばしから文書の写真を撮つていかれました。その上で、困り果てて、教育委員会を通じて神戸大に協力を求めてこられました。

私はちょうどそのころ、非常勤講師をしていました在野のアーキビストの典型例にできるのではないかと思って、「では協力しましょう」ということで行くようになりました。大学が地域に出て掛けていつて史料を整理して成果を上げるというのは一般的にどこでもあるのですが、それが終わつてしまふと大学がかかわり続けるのは難しいと思いましたので、住民の人と一緒にやることで、極めて基礎的なことでのいで、住民の人たちに在野のアーキビストとしての条件を身に付けてもらうということを大事にしました。

具体的には、古文書を読めるこちらの者と読めない住民の人が二、三人のペアになつて、文書を見ながら、これはこういう文書だ、タイトルはこういうふうに付けてくれと言ふと、住民の人が、例えばこれは名寄帳という名前なのだということで、それをカードに書いていくというやり方をしました。後ろを見て年号がここにあるとか、付箋は外してはいけないと、文書の整理の仕方を話しながら、文書を横で見ながら、一緒になつて整理していくま

した。

当然、時間が数倍かかるのですが、住民の人と一緒にやることを非常に大事にした結果、だんだん慣れてくると、例えば人別送状のように形が同じものについては、タイトルを見るだけで、こう付けたらしいのだということが分かるようになってしまいます。そうすると、人別送状を三〇点ほど、住民の人だけに渡して、カードを取つていく。こういうやり方で、次第に文書を読めるようになつていきました。

こういうことで、足かけ二年ぐらいかかったのですが、一〇〇〇点ぐらいの目録を取り終わることができました。そして、庚申堂は鍵も十分掛かりませんし、壁の横に穴が開いていまして、雨が降ると危ないのだけれども、そこから出しても置くところがないということがずっと悩みの種だったのですが、最終的には、公民館を建て直すときに文書庫を作ることができました。建物と、それを守り次代に送つていく人を同時につくれたケースです。

住民の方によく強調するのは、番号と目録が対照できるようにする、そしてそれが順番に並んでいるようにする、文書を抜くときは必ずそこに何月何日に誰が持つていったという紙を挟むということです。そういうことをするだけで、文書の秩序は保てるし、何年たつてもこの文書を誰が持つていったことが分かるので、文書の散逸防止になるということを伝えていきます。当たり前の話で、皆さんは十分ご存じだと思うのですが、一般の方は、言われて初めて「なるほど」ということになります。

私が言つている在野のアーキビストというのは、大層な専門的な知識があるということではありませんが、そういう基本的なことと、今後新しい史料が来たときにどうそれを追加していくのかという方法が分かつていれば、史料としてまだまだ守られていくのではないか。逆に言うと、そういう人がいなくなれば、多分、史料はあつという間に散逸していくのではないかと思つています。

四 民間所在史料の保全のために

最後に、どのように守っていくのかということですが、これは、今まで申したことよりも一度理屈っぽくまとめただけですので、レジュメを読んでいただいたら分かるかなと思います。

一点だけ、今日お話ししたかつたこととして、登録制度の拡充が今後の課題かと思っています。文化財保護法は随分拡大され、範囲が広がつてきています。ただ、もう少し弾力的に文書も登録していくことができれば、文書群の確保、確認ができるのではないか。そういうものがあれば、災害が起きたときに、どの家、あるいは団体に、こういう文書があるはずだ、救出する必要があるのかないのかということにつながつていくのではないかと思います。阪神・淡路大震災のときには、そういう情報すら十分になかったということが、非常に大きな反省として残っています。ご静聴ありがとうございました。

(おおくに・まさみ 神戸新聞編集局)

在野のアーキビスト論と民間所在史料をめぐって

2013/02/07 神戸深江生活文化史料館 大国正美

1、はじめに一神戸深江生活文化史料館とは

本庄村（神戸市東灘区深江・青木・西青木）明治22年（1889）から昭和25年（1950）

1942年 元教員に本庄村役場が編纂を依頼（まもなく死去）。

助役が岡山に疎開していた知人に編纂を依頼し、遺稿を送る。

1945年 岡山地方の洪水で、送った資料や原稿流失

1950年 合併して神戸市に。行政文書は御影村役場に送る。

1980年 深江財産区が田辺眞人氏に編纂を依頼して再着手。地元医院から大量の史料寄贈。

1981年 神戸深江生活文化史料室オープン（83平方㍍）。

1983年 神戸深江生活文化史料館に拡張（270平方㍍）、オープン。

以降『本庄村史』資料編第1～3巻発行

1995年 震災で被災、1ヵ月後に水道開通、9ヵ月後の再開館。

『本庄村史』地理編・民俗編・歴史編、電子ブック写真版『ふるさと深江』刊行
財産区立史料館／ボランティアの運営／土日のみ開館／類似の施設が相次いで登場

2、戦後の史料保存運動の展開と「在野のアーキビスト論」

＜在野のアーキビストとは＞

戦後の史料保存運動に弱かった「保存主体」強化の発想

草の根文書館を支えるマンパワー／1994年の造語

＜在野のアーキビストを阻む土壤＞

戦後の史料保存運動史の特徴＝歴史研究者からアーキビストへ／民間から「官」へ／歴史資料から公文書へ／民営化・指定管理者制度の導入

全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の親機関文書主義＝民間所在史料軽視

埼玉県八潮市の「地域文書館論」と全史料協の「地域文書館論」批判

全史料協の史料保存ネットワーク論＝類縁施設との関係強化論

指定管理者制度導入と平成の大合併による博物館機能の縮小、図書館の指定管理者導入

3、阪神・淡路大震災後の「在野のアーキビスト」養成の取り組み

＜門戸の歴史資料を守る会＞

（経緯）西宮市の門戸地区の旧家（尾張藩付家老石河家の在地代官家、明治期の起業家）の救出史料の展示を地元が発案、守る会。史料ネットが整理、展示。

（成果と反応）累計名簿記入者だけで1300人超。何度も来場する、絵図などを見ながら昔語りをする・聞くのが楽しい＝地域密着の展示が復興に寄与、体験の重視、史料を遺産として認知、忘れられていた旧部落有文書の再発見（1969年に調査、目録化）→市寄託を断り、寺院に資料館設立

＜宝塚の古文書を読む会＞

（経緯）被災地・宝塚市・米谷の史料を使い、被災旧家を足場に、所有者を交えた読む会。宝塚市の

主催で3回（最高約120人）、自主活動に移行。受講者による世話人会発足。毎月1回。毎年機関雑誌を発行。

（参加者の関心）時代背景を知りたい。文字の解説や講演だけを目的にしたものではなく、解説を通じ地域の歴史をそれぞれが考える・群としての史料保存の意味を伝える。史料利用の疑似体験。持ち主は自宅を市に寄贈、修復され資料館に。寺子屋と称して新たな会員募集

＜住民と大学で行う史料調査と保全＞＝丹波市・棚原地区での実践

2004年から地元住民がパワーアップ委員会発足、史跡と地域遺産のガイド本発行

古文書整理は住民単独では限界

大正年間の整理；当時としては画期的（当時の村長が実施）目録は箇条書き形式で文書にも番号なし→目録と現物の対照不能、重要なものに限定、差し出し、宛名などもなし

平成の再整理；目録には番号を付けたが、現物に付けていないので対照不能。デジタル映像で撮影、89件（住民が実施）

大学の関与；目録作成のノウハウ、古文書を読む会を開催、住民と大学と一緒に目録作成、住民がデータ入力、自らが保全出来るシステムの構築を目指す、816件約1000点目録化。公民館の改築に当たって文書庫を設置

4、民間所在史料の保全のために

アーキビストと研究者＝管理と利用；現地保存といいながら主体としての「現地」が欠落。日常管理なくして危機管理なし／災害時に何をなすべきかではなく、日常の歴史学と史料保存運動の有り様自治体史編纂の達成とその後の停滞；フォローの欠落、結果的として行政は編纂を目的化。日常的な管理を巡る保管者と意志疎通が不可欠

指定管理者制度の導入の弊害

文書館ネットワークの崩壊の恐れ、利用者増へ「複合館」へ傾斜

＜史料の「現地利用主義」の提唱＞

（定義）現地が利用する、現地（地域に分かるように地域に届く手段で）で利用する＝歴史研究者の責務；具体的には、問題意識の共有、方法論・読解技術の開示（古文書を読む会や研究者が行う展示会の意義）展示も地域への与える意味を考え、地域史研究と融合した展示

（運動の基盤）大字や旧市町村の単位は帰属意識、史料保存主体として、大都市においても地域の単位として依然有効

（運動の主体）生活者＝能動的な自覚した運動の担い手としての市民

＜登録制度の拡大的努力＞（文化財保護法の改定は近代建築物に限定）

文化財保護法の改正方向＝1975年に「伝統的建造物保存群」＝歴史的環境重視、1996年登録文化財の制定

2つのパターン

対象限定の登録制（京都府と京都市などが実施）補助金を出すが件数は多くない

悉皆登録化（新潟県、武蔵野市など）

武蔵野市の場合、文書史料、民具、年中行事、戦後史料までカード化、聞き取り併用。住民が調査員として参加。新潟県の場合、保存のための具体物（史料保存日誌など）を配布

＜在野アーキビストの養成＞施設より人を一民間所在文書保存の担い手、市民参加の史料保存

参考：戦後の史料保存運動史

＜第1期（1945－59年）＞史料発掘、史料散逸の防止に主眼

農林省土地制度史料会と日本学術振興会の農漁村史料調査委員会の史料調査（46）／文部省科学教育局の史料調査（47）／土地制度史学会発足（48）／学術研究会議（のちの日本学術会議）の近世庶民史料所在調査委員会による全国的な調査（49）／水産庁の委託による日本常民文化研究所による漁業制度の史料調査（49）／史料館設置請願（49）／地方史研究協議会発足（50）／文部省史料館設置（現在国立史料館、51）／都政史料館（52）／自治省の市町村沿革資料の収集と整理の通達（56、57）

＜第2期（1959－75年）＞文書館設立運動、現地保存主義

日本学術会議の公文書散逸防止勧告（59）／山口県文書館（59）／京都府立総合資料館（63）／資料センター問題（64、65廃案）／歴史学研究会（297－299号）の史料保存3原則（65、全面公開・平等利用・完全保存、保存利用機関の民主的設立、保存利用機関の中央集権体制反対）および国・都道府県・市区町村の3レベルによる文書館設立構想（65）／国立公文書館問題（65、71完成）／日本歴史学協会による日本史資料保存基本法制定要求と文書館設立の構想案（68）／日本学術会議による歴史資料保存法勧告（地方文書館設置構想、69）／東京都公文書館、千葉県立文書館（68）／埼玉県立文書館（69）／福島県歴史資料館（70）／国立歴史民俗博物館の基本構想中間まとめ（71）／神奈川県立文化資料館（72）／茨城県立歴史館（73）／藤沢市立文書館（74）／尼崎市立地域研究史料館（75）

＜第3期（1975－87年）＞史料保存・文書館の方向論議、歴史学からの自立

前期；歴史資料保存利用機関連絡協議会発足（史料協、現全史料協、76）／岐阜県歴史資料館、広島市公文書館（77）／史料協が歴史資料保存の要望（78）／史料協が歴史資料保存法の促進要望（79）
後期；日本学術会議の官公序文書の保存利用を目的にした文書館法設立勧告（80）／公文書館法を参議院法制局が起草（81、この時は実現せず、87年にこの案をベースに法制定）／企業史料協（81）／国立歴史民俗博物館開設（81）／国立史料館行政改革問題（82）／群馬県立文書館（82）／秋田県公文書館（83）／川崎市公文書館（84）／兵庫県県政資料館、大阪府公文書館、北海道立文書館（85）／全史料協が文書館法案（85小委、86大会提出、87大会了承）愛知県公文書館、栃木県立文書館（86）、日弁連、裁判記録保存法シンポ（86）

＜第4期（1987－2006）＞景気動向に左右される文書館建設

公文書館法成立、富山県公文書館（87）／千葉県文書館、広島県立文書館（88）／鳥取県文書館、徳島県立文書館（90）／新潟県立文書館（92）／秋田県立公文書館、神奈川県立公文書館、和歌山県立文書館（93）／香川県立文書館、長野県立歴史館（94）／大分県公文書館、沖縄県立公文書館（95）／宮城県立文書館（01）／福井県文書館、宮崎県公文書センター（02）／岡山県立記録資料館（05）

＜第5期（2006－現在）＞地方自治法の改正と指定管理者制度の導入

市町村合併と指定管理者制度による継続性への障害や採算性の重視

質問があればメールでも結構です。Makomari123@nifty.com